



学校の信仰～信仰の主体たる組織とは何か

北川 一明

2008年3月の理事・評議員会で、明治学院の寄付行為のうち信仰にかかる部分が改定されることが決まりました。いわゆる「クリスチャン・コードの弾力化」です。

第6条で定められている理事、監事および評議員の資格について、これまでには「福音主義の教会に属し、寄付行為第3条の信仰告白を有する基督信者」とされていましたが、これを単に「キリスト信者」と改定する案が出されました。「有為な人材を広く求めるため」という理由からです。

政治的要素のからむ問題ですが、ここではただ「明治学院の信仰」という場合の教義学上問題になるであろう事項を指摘します。

キリスト教会の伝道が停滞し、クリスチャンが高齢化しています。そのため学校の運営を担える人材をこれまでの規定の範囲で集めることができ難しくなりました。今回の議決からは、こうした判断が明治学院理事、評議員の間でほとんど共通の認識になっていることがうかがわれます。

人材拠底に対応する施策としては、(a)「明治学院の信仰」自体を変更する；という方法と、(b)「明治学院の信仰」を有さない者にまで役員の範囲を拡げる；方法が考えられます。

今回は「明治学院の信仰」は変更せず、(b)「明治学院の信仰」を有さない者にまで範囲を拡げる中で人材を求める方法が選択されました。自分自身の信仰を取り下げる別なものにすることは簡単にはできません。信仰は旧来のものを堅持したまま、人材を多少広い範囲に求めるとしたことは現実的ではありますが、問題もいくつか考えられます。

人材登用の範囲は「改革長老主義教会等に属する」など別のくくりかたもあり得ましたが、今回の改定では「キリスト者」にまで拡大されました。それでも「明治学院の信仰」自体が堅持されたことで、異端等の問題は解決できます。

「明治学院の信仰」から判断して異端とされる者は排除できるからです。ただ異端か否かを判断する制度が整備されることが望されます。宗教法人格を有さない単立教会を誰でもただちに設立できる以上、「キリスト者」であるかどうかが自己申告で定まることと変わりありません。異端審問制度を設けないならば、キリスト者条項は、いずれはなしくずし的に崩壊するでしょう。(もっとも明確な規準が定めにくい中で異端審問制度を設けることになれば、制度が政治利用される危険が大いにあります。)

さらに新制度では、「明治学院の運営に責任を負うものの中に『明治学院の信仰』を有する者が一人もいない」という事態も起こり得ます。この問題は上よりも深刻で、「明治学院の信仰」が有名無実化する危険をはらんでいます。

かといって、明治学院の信仰を変更することにも種々の問題があります。

現行の「明治学院の信仰」は、制度上は法外に奇妙なものです。寄付行為第3条では、明治学院の信仰が「日本基督教団の信仰に準ずる」と定められています。

この《日本基督教団と明治学院》の関係は、《明治学院と株式会社明治学院サービス》の関係に似ています。株式会社明治学院サービスは、定款上は明治学院が消滅した時点で存在理由が無くなり活動不能となります。明治学院も、どれほど優れた研究・教育をしていようと、日本基督教団が解散した時点で教団とともに無に帰すのは残念でなりません！

また明治学院が他の法人組織の信仰を信じることは、信仰上も問題があります。明治学院の信仰について、それを決定する機関は「日本基督教団」であることになるからです。われわれは、われわれ自身の信仰を他者の決定に委ねており、個人の信仰告白を重んじる福音主義の信仰と既に矛盾しています。

寄付行為第3条で「明治学院の信仰」を決めた時点では、「日本基督教団の信仰」が、日本の福音主義的信仰の大多数であり、また福音主義的信仰の良識であると信じられるにたる教勢と人材を日本基督教団が保持していたのでしょう。さらに、実際に明治学院の運営に責任を持つ多くの人が日本基督教団の信徒だったかもしれません。日本基督教団の内実は、当時と大きく変わっていました。それなのに、「日本基督教団の信仰改变」や「日本基督教団解散」等の見通しを、日本基督教団の側から明治学院に伝えて警告する制度はありません。明治学院が現行の寄付行為第3条を継続するのであれば、日本基督教団に対して、信仰改变、解散等の重大な決定については事前に報告するよう、その規則に盛り込んでもらわなければなりません。

本来であれば、日本基督教団とは完全に別の独立した組織である明治学院は、独自の信仰を持つのが当たり前です。

たとえば日本基督教団の信仰告白と全く同じ文言の文章「我らは信じかつ告白す、旧約聖

書は神の靈感によりてなり……」を「明治学院の信仰とする」と定めれば、晴れて独自の信仰を持つことになります。実際に、単立教会が自教会の信仰として日本基督教団の信仰告白と同じ文言の文章を掲げているケースは存在しますし、同じ内容を現代文に改めた教会もあります。日本基督教団は合同教会であるため緩やかな簡易信条を信仰告白に定めました。そのため最大公約数的な内容になっているからです。

日本基督教団と全く同じ文言の文章を「明治学院の信仰」とすれば、信仰上は何の変更もせずに、異端を除くほとんど全ての教派の信徒が参加できそうです。先に述べた制度上の諸問題の全てを解決でき、また人材も広範囲から集めることが可能となります。

しかしこの方法の問題点は、教会論上もっと根本的なものです。

そもそも「学校の信仰（学校が信仰を持っている）」という考え方があり得るのか、ということが問題です。

まず第一に、「明治学院の信仰」なるものが存在するとしても、それはいったい誰が信じているのでしょうか。教会の会員は信仰告白を信じることを誓約して入会しますが、学生、生徒は「明治学院の信仰」とは無関係に入学します。教職員も信じることは約しません。役員には「明治学院の信仰」を「尊重」することを誓約させることは可能かもしれません。しかし役員に「信じる」ことを約させることは、役員に学内の役職枠がある以上、憲法違反になる危険があります。

それよりも大きな問題は、仮に役員に「明治学院の信仰」を誓約させることができたとしても、その誓約の靈的有効性が保証されるのかということです。誓約が神の前で無効であれば信

仰とは見なされません。

教派神学校の神学者は、「教会論上教会性を有する機関は教会をおいて他なく、『信仰』を有する組織は教会以外にあり得ない」と考えるでしょう。そのため、教会の構成員の多くが自教会の信仰告白を忘れ、覚えていても理解せず、内心は信じていなくても、それでも教会は「信仰を有する主体なる組織」とみなされます。教会での誓約が靈的に有効と考えられるからです。

「靈的教会性を有するのは教会のみである」とするのは、教会や教派神学校の既得権益者たちの発想かもしれません。しかし同時に宗教改革以来 500 年の伝統に守られた考え方でもあります。明治学院は今や教派立の学校ではありませんので、教派の利害から自由です。それでも伝統を全く無視して「キリスト教主義に立つ」と宣言したところで、「キリスト教主義」が独善的なもの、すなわち異端になってしまいます。

明治学院の信仰が「日本基督教団の信仰に『準ずる』」としているのは、教会の靈的「教会性」を尊重した結果であり、寄付行為を定めた時代には妥当だったでしょう。教会自体が大きく変化しようとしている今、教派の利害からは自由なキリスト教学校で、しかし教会の伝統を考慮しつつ、「信仰の主体たる組織」の新しい考え方を探りたいものです。

(きたがわ かずあき 学院牧師・協力研究員)

